

第127回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和8年6月8日(月曜日)

出席議員 (14名)	1番	重 田 直 人	2番	野 村 尚 史
	3番	田 村 栄 子	4番	山 本 康 則
	5番	森 脇 裕 和	6番	高 見 寛 治
	7番	大 内 将 広	8番	千 種 和 英
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	金 谷 英 志	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	加 古 原 瑞 樹
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	東 口 和 弘	書 記	垣 内 克 巳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	江 見 秀 樹	副 町 長	森 下 守
	教 育 長	大 森 一 繁	総 務 課 長	笹 谷 一 博
	情報政策課長	時 政 典 孝	企画防災課長	大 下 順 世
	税 務 課 長	大 上 崇	住 民 課 長	福 岡 真 一 郎
	健康福祉課長	間 嶋 節 夫	高年介護課長	山 崎 二 郎
	農林振興課長	井 土 達 也	商工観光課長	諏 訪 弘
	建 設 課 長	平 井 誠 悟	上下水道課長	山 西 宏 明
	上 月 支 所 長	大 上 千 佳	南 光 支 所 長	豊 岡 敏 弘
	三日月支所長	稲 田 俊 美	会 計 課 長	高 見 浩 樹
	教 育 課 長	三 浦 秀 忠	生涯学習課長	寺 本 保 彦
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 会期決定の件
- 日程第3. 行政報告について
- 日程第4. 報告第1号 令和7年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5. 報告第2号 令和7年度佐用町公営企業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第6. 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例（令和8年3月31日専決第2号））
- 日程第7. 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年3月31日専決第3号））
- 日程第8. 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例（令和8年3月31日専決第4号））
- 日程第9. 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐用町一般会計補正予算 第8号（令和8年3月31日専決第5号））
- 日程第10. 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第5号（令和8年3月31日専決第6号））
- 日程第11. 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算 第5号（令和8年3月31日専決第7号））
- 日程第12. 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第5号（令和8年3月31日専決第8号））
- 日程第13. 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第4号（令和8年3月31日専決第9号））
- 日程第14. 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第5号（令和8年3月31日専決第10号））
- 日程第15. 議案第56号 町有財産の無償貸付けについて（旧三土中学校跡地）
- 日程第16. 議案第57号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第17. 議案第58号 佐用町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第18. 議案第59号 佐用町監査委員条例及び佐用町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19. 議案第60号 佐用町スポーツ・レクリエーション公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第20. 議案第61号 佐用町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21. 議案第62号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第22. 議案第63号 災害その他非常の場合における給水装置工事及び排水設備工事の実施を可能にするための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第23. 議案第64号 佐用町コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例について
- 日程第24. 議案第65号 令和8年度佐用町一般会計補正予算案（第1号）について
- 日程第25. 委員会付託について
-

午前09時30分 開会

議長（加古原瑞樹君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに第 127 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員並びに町当局の皆様には、おそろいでご参集賜わり、御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

6 月に入り、例年よりも暑さを感じる日が続いております。

町内では、田植えも、ほぼ終わり、水を張った田んぼに映る風景が、初夏の訪れを感じさせます。

また、夜になりますと、町内各地で蛍が飛び交っている姿、自然豊かな佐用町の魅力を、改めて感じる季節となりました。

先週は、台風が接近し、その影響が心配されましたが、大きな被害もなく過ぎたことに安堵しております。しかし、本格的な梅雨の時期を迎え、今後は、大雨や土砂災害への警戒が必要となります。町民の皆様の安全安心を守るために、引き続き、防災、減債への取組が重要であると感じております。

さて、新たな議会構成となって、初めての定例会を迎えました。今期は、4 名の新人議員が加わり、新たな視点や活力によって議会活動が、さらに充実することを期待しております。

また、私自身も議長として初めての定例会ということになります。微力ではございますが、公平公正な議会運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

さて、今期定例会に付議される案件は、報告 2 件、条例の一部改正と令和 7 年度補正予算の専決処分の承認 9 件、令和 8 年度一般会計補正予算案などの議案 10 件の合計 21 件であります。

議員各位には、慎重審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の挨拶といたします。

それでは、町長の挨拶を受けたいと思います。江見町長。

町長（江見秀樹君） 改めまして、おはようございます。

6 月議会の開会日ということで、皆さん、おそろいでご出席を賜りまして、ありがとうございます。

また、4 月の下旬の選挙から初めての定例議会ということになります。どうぞ、会期中、よろしくお願い申し上げたいと思います。

先ほど、議長がおっしゃったとおり、先週の台風ということでございましたが、幸い、佐用町のほうには、大きな被害はなかったんですけれども、道路上に倒木、これが数件、それから、西はりま天文台公園内で倒木が数件ございました。特に、人的被害等はございませんでしたので、ホッとしているところなんですけれども、全国的には、大きな被害を受けたところもあるということでございますので、改めて、お見舞いを申し上げたいと思います。

台風は、過ぎ去ったんですけれども、早速、梅雨入りということでございます。これから、出水期にも入ってまいります。大雨等、予測される場合には、企画防災課中心に、しっかり準備して臨みたいというふうに思っております。

また、例年なんですけれども、この梅雨の時期と言いますと、毎年、恒例の西新宿のおじいちゃんとおばあちゃんの花しょうぶ園がオープンをされております。私も週末、なかなか、公務等で日程が取れないので、昨日、大雨の中ではあったんですけれども、伺ってまいりました。さすがに天気が悪かったので、お客さんはまばらでございました。昨シーズンも週末に天気が悪い日が重なって、なかなか、昨シーズンは来客数が少なかったということ

でございます。今年は、この週末は、何とか、天気がもちそうですので、週末ごとに天気がよくて、多くのお客さんに来ていただければなというふうに思っております。議員の皆様も、ぜひ、また、のぞいていただければというふうに思います。

今議会ですけれども、先ほど、議長が、おっしゃったとおり、報告、それから、令和7年度の専決補正等の承認、そして、条例改正等の議案を提案させていただいております。慎重審議の上、議決いただきますよう、お願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

議長（加古原瑞樹君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第127回佐用町議会定例会を開会します。

今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長及び各支所長であります。

傍聴者の皆様にお知らせします。傍聴の際は、守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただくよう、お願いいたします。

それでは、これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（加古原瑞樹君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定に基づき、議長より指名します。3番、田村栄子議員。4番、山本康則議員。

以上の両議員にお願いをします。

日程第2．会期決定の件

議長（加古原瑞樹君） 続いて、日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月8日から6月26日までの19日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（加古原瑞樹君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月8日から6月26日までの19日間と決定しました。

日程第3．行政報告について

議長（加古原瑞樹君） 続いて、日程第3、行政報告に入ります。行政報告であります。報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第3を終了します。

議長（加古原瑞樹君） この際、お諮りいたしますが、議案書は予定案件として、前もつ

て配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以降の議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（加古原瑞樹君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第４．報告第１号 令和７年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（加古原瑞樹君） それでは、日程第４に入ります。

日程第４、報告第１号、令和７年度、佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について、町長から報告を受けます。

はい、江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第１号、令和７年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、繰越明許費の財源が確定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

一般会計につきまして、基幹システム標準化対応事業など６事業で、繰越額、合計２億８,８９４万１,０００円でございます。財源内訳は、既収入特定財源が３０３万３,０００円、国県支出金が２,８２０万４,０００円、地方債２,９４０万円、その他２億１,８９２万６,０００円、一般財源が９３７万８,０００円でございます。

なお、財源内訳のうち、その他につきましては、基幹システム標準化対応事業、並びに給食費管理システム改修事業に対する補助金でございまして、国と地方公共団体が共同で管理する「地方公共団体情報システム機構」という法人から支払われるものでございますので、国県支出金ではなく、その他へ計上をしておるものでございます。

以上、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（加古原瑞樹君） 町長の報告は終わりました。

これより、報告第１号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

日程第５．報告第２号 令和７年度佐用町公営企業会計予算繰越計算書の報告について

議長（加古原瑞樹君） 続いて、日程第５、報告第２号、令和７年度佐用町公営企業会計予算繰越計算書の報告について、町長から報告を受けます。

はい、江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第2号、令和7年度佐用町公営企業会計予算繰越計算書につきまして、予算繰越の財源が確定をいたしましたので、ご報告申し上げます。

下水道事業会計につきまして、久崎浄化センター設備更新事業の繰越額が1,201万円、三日月浄化センター耐震・設備更新事業の繰越額が1,200万円、上月処理区下水道管布設工事等の繰越額が9,084万円でございます。

財源内訳は、国庫補助金が5,539万円、企業債が4,930万円、損益勘定留保資金1,016万円でございます。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告を申し上げます。

議長（加古原瑞樹君） 町長の報告は終わりました。

これより、報告第2号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 小林議員。

9番（小林裕和君） 今、繰越しの説明がございました。主には、財源が確定したから報告をされたわけですが、その内容なんですけれども、それぞれ設備の更新で、事業が繰り越されている。その設備の更新の、全体的に、当初計画していたものが、年度内に完成をしなくて、それで、この時期、あえて財源も確定したので繰越しするということなんですけれども、その事業のあり方、年度内に完成すれば一番いいんでしょうけれども、完成しなくて繰越しをしていくんですけれども、事業的に、例えば、機器を発注、受注生産、業者側から言ったら受注生産して発注する場合に、時期を、そういう年度内に完成するように、事業が進捗ができないのかどうか。特別、そういう不可抗力で繰越しをせざるを得なくなったのかどうかというところで、もう少し、詳しく説明をいただきたい。

これは、今、報告第2号ですが、まあ、終わりましたけど、1号の場合でも、そういう事業的なことは、どういうふうな形で確認をされているのかというのを、もう少し、詳しく説明をしていただければと思います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 山西上下水道課長。

上下水道課長（山西宏明君） それでは、ご質問につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、久崎、三日月浄化センター耐震・設備更新事業、合わせて2,401万円の内容でございます。まず、これにつきましては、防災対策と老朽化対策、それから、久崎浄化センターにつきましては、ダウンサイジングを予定しております。設計の段階で、施工計画に伴いまして、隣接する河川に関する兵庫県との協議に時間を要しまして、令和7年度中の完了が困難となりまして、繰越しとなったものでございます。

次に、上月処理区下水道管布設工事等につきましては、下水道広域化推進総合事業で施設の統廃合に伴うものでございます。旧処理場設備の利用方法の変更に伴う検討、それから、国県道の工事に伴う占用申請に関する兵庫県との協議、それから、施工時の交通誘導

員の確保に時間を要したために、繰越しとなったものでございます。

いずれの事業につきましても、関係機関との調整を進めておりまして、本年度の円滑な事業推進に向けて準備を進めているところでございます。

ご質疑につきましては、以上でございます。

議長（加古原瑞樹君） よろしいですか。

〔小林君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、小林議員。

9 番（小林裕和君） 分かりました。

不可抗力で、例えば、例ですけれども、用地を求める場合、用地の取得がうまくいかなかった、だから繰越しをすると。そういう災害とか、不可抗力、そういうことの理由で繰越しをされるので、その繰越しが財源だけの説明だったので、もう少し、そこを詳しく聞きたかったわけです。了解しました。

議長（加古原瑞樹君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

日程第 6．承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例（令和 8 年 3 月 31 日専決第 2 号））

議長（加古原瑞樹君） 続いて、日程第 6、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例、令和 8 年 3 月 31 日、専決第 2 号を議題とします。

承認第 2 号について当局の説明を求めます。はい、江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 2 号、佐用町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、ご説明を申し上げます。

本条例の改正は、地方税法の一部を改正する法律が改正され、本年 4 月 1 日から施行されることに伴うものでございます。

主な改正項目は 4 点でございます。

まず、1 点目は、地方税法におきまして、個人町県民税の住宅ローン控除の控除限度額の算定に関する改正になります。該当する条例は附則第 7 条の 3 になります。町県民税の住宅ローン控除の限度額は、認定住宅の場合、所得税の課税標準額の 7 % か 13 万 6,500 円のいずれか低い額と定められておりますけれども、令和 7 年度の税制改正におきまして、所得税の基礎控除が引き上げられたことによって、町県民税の住宅ローン控除の限度額が減少するという影響が懸念をされていたところでございます。そこで、令和 7 年までに入居した納税者を対象に、町県民税の住宅ローン控除の限度額の算定基準から、所得税の基礎控除額の引き上げの影響を排除するという措置が取られるものでございます。

2 点目は、個人町県民税の配当課税に関する改正でございます。該当する条例は、第 33

条になります。納税義務者が、自己の同族会社と併せて上場株式の３％以上の株を保有する、いわゆる大口株主の配当所得において、個人町県民税の源泉徴収が、現在のところはなされておられません。そのため税負担の公平性が課題となっておりますので、このような大口株主に対し、町県民税の一律５％の源泉徴収を実施するように改正するものでございます。

３点目は、固定資産税の新築家屋に対する軽減措置に関する面積要件の改正でございます。該当する条例は、附則第１０条の３になります。固定資産税の新築家屋に対する軽減措置の面積要件が、現在、５０平米以上２８０平米以下となっておりますが、これを４０平米以上２４０平米以下に変更されたこと等による改正になります。

４点目は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正でございます。該当する条例は、第８１条になります。４月１日から、軽自動車を取得した際に課税される環境性能割が廃止されたことに伴う改正で、関係条文の削除及び、保有にかかる軽自動車税種別割の名称が軽自動車税に変更されることによる条文の修正になります。

その他の改正は、課税の特例措置の延長、それから、項ズレを修正するものでございます。

佐用町税条例の一部を改正する条例の施行日が、令和８年４月１日となりますので、令和８年３月３１日付で専決処分とさせていただきます。

ご承認賜りますよう、お願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（加古原瑞樹君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日、即決とします。

これより承認第２号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 平岡議員。

１３番（平岡きぬゑ君） 今、提案説明の中で行われましたうち、最後に報告されました軽自動車税の環境性能割の関係について質疑したいと思います。

この税金は、その環境性能の廃止によって、自動車の脱炭素化等を遅らせることにつながるものではないかと、いわゆる地球温暖化に逆行する内容ではないかという指摘もあります。そういう指摘がある中で、できたわけですが、本町において、そこらへんの関係については、どんなふうに思われますか。また、関係について、影響について、ご回答をお願いします。

〔税務課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大上税務課長。

税務課長（大上 崇君） お答えいたします。

環境性能割のほうは廃止になりまして、それまで軽減税率というのがございました。それが、なくなりましたので、環境に対する影響ということですが、種別割のほうでは、まだ、環境性能によって軽減措置がありますので、取得税がなくなった、環境性能割がなくなるということは、町としては、もう、特に、できることはないと考えますので、種別割のほうで、一定、そういう役割は果たしているものと考えます。以上です。

議長（加古原瑞樹君） よろしいですか。ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第2号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第2号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 挙手、全員です。よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第7．承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年3月31日専決第3号））

議長（加古原瑞樹君） 続いて日程第7、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、令和8年3月31日、専決第3号を議題とします。
承認第3号について当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第3号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和8年3月31日に公布されたことに伴うものでございます。

主な改正内容につきましては、3点でございます。

まず、1点目は、子ども・子育て支援金制度の追加でございます。同制度の創設に伴い、従来の基礎課税額、後期高齢者支援等課税額、介護納付金課税額に加えまして、新たに「子ども・子育て支援納付金課税額」を追加しております。

課税額は、所得割0.29%、均等割、これが1人当たり1,300円、平等割、これが1世帯当たり900円で、これら合計の課税限度額が3万円でございます。このうち、18歳未満の均等割額は全額軽減されまして、軽減分につきましては、18歳以上の被保険者から18歳以上均等割額として1人当たり100円を徴収いたします。低所得者に対する軽減措置は、現行の基礎課税額に準ずる形となります。

2点目は、課税限度額の変更でございます。基礎課税額の課税限度額を現行の66万円から67万円へ引き上げるものでございます。

3点目に、軽減判定基準の改正でございます。国保税の軽減判定に用いる5割軽減と2割軽減の対象となる所得基準額の計算式におきまして、現行30万5,000円になっているところを31万円に、56万円となっているところを57万円に、それぞれ引き上げるもので

ございます。

いずれも、法律の改正、国の制度改正等に伴う改正でございまして、令和8年度の国民健康保険税の算定に反映させる必要があることから、施行日を令和8年4月1日とする必要がございましたので、3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（加古原瑞樹君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより承認第3号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、金谷議員。

11 番（金谷英志君） 今、説明がありましたように、今回の改正、1点目が子育て支援金分の上乗せということですが、本町で上乗せされる支援金分、保険税の今年度の総額、加入者1人当たりの平均保険税の今年度の見込み額は幾らになるのでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） 失礼いたします。

まず、今年度の支援金の総額ですが、兵庫県のほうが算定しております事業費納付金という形で県のほうに納める金額でございますが、1,025 万 5,250 円となっております。

これで1人当たりの額に算定しますと、加入者が3,000人弱おりますので、約3,000人とさせていただきます。1人当たり年額約3,500円というふうに計算しております。

以上でございます。

議長（加古原瑞樹君） よろしいでしょうか。

〔金谷君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、金谷議員。

11 番（金谷英志君） 負担額の増額は分かりました。

それと、この支援金、国のほうでは子育て支援ということであるんですけれども、この国保税に上乗せして、それから、ほかの社会保険もありますけれども、町としては、この支援金を何に充てるようなことに想定はされているのでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） 失礼いたします。

この子ども・子育て支援金分は、町として、国保の関係で充てるということではなくて、全額、国のほうでされます、国のほうが令和5年に策定しました、こども未来戦略に基づきまして施行する補助制度のほうの財源となります。

具体的には、6点ありまして、まず、児童手当の抜本的拡充ということで、児童手当を高校生年代まで延長ということで、それと、第3子以降は3万円に増額、これは、令和6年度から実施されております。あと、出産子育て応援交付金という形で、妊娠出産時に10万円の経済支援、これも令和7年から実施されております。

それと、3点目が、出生後休業支援給付ということで、子供を出生後、原則、父母ともに育休を取得した場合に、最大28日間、手取り10割相当となるような給付の創設、これも令和7年からになっております。

あと、育児時の時短就業の給付金、2歳未満の子を養育するための時短勤務をしている場合の賃金額の10%支給というのも、これも令和7年からされております。

また、新しい分が、こども誰でも通園制度、1人1か月10時間まで保育園に預けるという分で、これが令和8年4月から実施されております。

最後に、国民年金の1号被保険者、自営業等ですけれども、そちらについては、子供が1歳になるまでの期間、国民年金の保険料を免除という制度が、令和8年の10月から実施されます。こちらのほうの事業に使われるということになってございます。以上です。

議長（加古原瑞樹君） はい、よろしいですか。

11 番（金谷英志君） はい。

議長（加古原瑞樹君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、金谷議員。

11 番（金谷英志君） 承認第3号、国民健康保険税条例の一部改正の専決処分承認の反対討論を行います。

この条例改正は、2024年に成立した子ども・子育て支援金制度の実施によるものですが、この子育て支援金は社会保険の対象ではない子育て支援の財源を税金で賄うのではなく、医療保険に上乗せして徴収する取りやすいところを取るという禁じ手であります。

今回、実施された支援金で行われる子育て支援の中身は児童手当の拡充など評価できる面もありますが、抜本的な政策には、ほど遠いものです。

子育て支援を拡充しようとするれば、保険料を上げることが求められ、その範囲でしか支援策ができないともなりかねません。医療保険への上乗せが前例となれば、障害者福祉など医療と関係のない他の施策にも保険税の目的外使用が広がるおそれがあります。

政府は、社会保障が高齢者に偏っていると世代間対立をあおり、医療介護の削減を進めています。

しかし、高齢者の負担を増やし、サービスを削減することは、親を支える子ども世代の

負担に直結する上、若者も含めて現役世代の将来不安を広げます。

負担増、社会保障削減が前提の子育て支援では、町民は期待を持ってません。少子化という国の存続にかかわる課題なら、抜本的支援のために税制を変え利益を上げている大企業、富裕層に応分の負担を求めることも不可欠です。

この制度実施に当たっては、全国で 31 の自治体が医療分、介護、後期高齢者支援分の本体分を引き下げること、子育て支援金の増額分を相殺しています。この中の本体分を引き下げた新潟市では国保は年金暮らしなど低所得の人が多く、物価高やエネルギー価格上昇の影響が多いとしています。

以上、子ども・子育て支援制度の問題点と国保加入者の負担増であることを指摘して、反対討論といたします。

議長（加古原瑞樹君） はい、ほかに討論はありませんか。

〔小林君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 小林議員。

9 番（小林裕和君） 承認の立場で討論します。

今、不承認の討論をされました。いろいろ制度的なことは、国のほうで公平に練り上げられたものだと思います。

そういう中で、3 月 31 日に公布されて、4 月 1 日から施行ということなので、国の地方税法が改正されたために、町の条例も改正するものです。そういう形で、この令和 8 年度の国保の関係についても、先ほど、説明がございましたように、影響をしてくるので、専決処分で処理をしたということなので、妥当だと考え、承認をいたします。

議長（加古原瑞樹君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第 3 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 3 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 挙手、多数です。よって、承認第 3 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 8．承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例（令和 8 年 3 月 31 日専決第 4 号））

議長（加古原瑞樹君） 続いて、日程第 8、承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、令和 8 年 3 月 31 日、専決第 4 号を議題とします。

承認第 4 号について当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第４号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和８年３月３１日に公布されたことに伴うものでございます。

内容につきましては、当該条文を引用する本条例に条ずれが生じるため、第４条第２号中の「第５条の４の２第５項」となっておりますのを「第５条の４第５項」に改めるものです。これは、市町村民税の控除額に規定されているものでございます。

法律の改正、国の制度改正等に伴う改正であり、令和８年度の福祉医療費助成の算定に反映させる必要がございますので、施行日を令和８年４月１日とする必要がございましたので、３月３１日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（加古原瑞樹君） 当局の説明が終わりました。

なお本案件については本日即決とします。

これより、承認第４号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） はい、質疑します。

今回の条例改正は、条ズレによって、町の条例を改正するという、そういう説明ですが、この内容について、具体的な内容を、説明を加えていただけませんか。

〔住民課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） 失礼いたします。

まず、今回の改正につきましては、先ほど、説明がありましたように、地方税法の一部を改正する法律が公布されましたので、それに伴う改正でございます。

地方税法の附則第５条の４及び第５条の４の２、これが今回の改正で附則第５条の４に統合されております。

内容につきましては、先ほどの説明ありましたように、住民税の控除の分になるんですが、それでも、それ、こちらの町の条例のほうの中には、第４条の第２号中に地方税法の第５条の４の２第５項となっておりますが、地方税法のほうで、この第５条の４の２というのがなくなっております。条の統合によりまして、第５条の４となっておりますので、それに伴いまして、こちらの佐用町の条例も第５条の４の２第５項というところを、第５条の４の第５項というふうに直させていただいております。

以上でございます。

議長（加古原瑞樹君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 平岡議員。

委員（平岡きぬゑ君） いや、その条文の条ズレというのは説明がありましたので、いわゆる、この条ズレになる内容なんですけれど、所得による支給制限というのが、その条文の内容なので、その条文の内容について、いわゆる住民にとって不利益にならないかという観点から伺っているので、その点を、ちょっと、具体的に説明してください。

〔住民課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） 失礼いたしました。

具体的に町民への影響という形でのご質疑だと思うんですけれども、特に、この福祉医療費助成に関しまして、ここの条例、条文が変わったということで、町民への影響はございません。

番号が変わっただけということになるんですけれども、ちょっと、申し訳ないです。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

町長（江見秀樹君） あの、平岡議員がお聞きになられたいことは、よく分かりました。

先ほど、議員がおっしゃったとおり、ここの規定は、所得による支給制限を定めた条項であります。

その中で、地方税法のほうから引用している条文があるということで、先ほど申し上げました市町村民税の控除額について規定されているものが第5条の4の2第5項ということだったんですけれど、これが改正されて、新たには第5条の4第5項ということに変わったということなんですけれども、だから、これによって、別に引用している条文のもともとのところが変わったので変えただけで、これ、所得制限で、これによって何か新たに負担が増えるとか、逆に減るとかいうようなことはございません。以上です。

議長（加古原瑞樹君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第4号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第4号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 挙手、全員です。よって、承認第４号は、原案のとおり承認されました。

- 日程第９．承認第５号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度佐用町一般会計補正予算 第８号（令和８年３月３１日専決第５号））
- 日程第１０．承認第６号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第５号（令和８年３月３１日専決第６号））
- 日程第１１．承認第７号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算 第５号（令和８年３月３１日専決第７号））
- 日程第１２．承認第８号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第５号（令和８年３月３１日専決第８号））
- 日程第１３．承認第９号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第４号（令和８年３月３１日専決第９号））
- 日程第１４．承認第１０号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第５号（令和８年３月３１日専決第１０号））

議長（加古原瑞樹君） 続いて、日程第９に入ります。
日程第９から日程第１４までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（加古原瑞樹君） ご異議なしと認めます。よって、日程第９、承認第５号、専決処分の承認を求めることについて、令和７年度佐用町一般会計補正予算（第８号）、令和８年３月３１日、専決第５号から、日程第１４、承認第１０号、専決処分の承認を求めることについて、令和７年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第５号）、令和８年３月３１日、専決第１０号までの合計６件を、一括議題とします。
承認第５号から承認第１０号までについて、当局の説明を求めます。
江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第５号から承認第１０号、専決処分の承認を求めることにつきまして、一括議題とされましたので、順次、ご説明を申し上げます。
まず、承認第５号 令和７年度佐用町一般会計補正予算（第８号）から説明を申し上げます。
今回の補正は、歳入歳出予算の総額に３４６万８,０００円を追加し、総額を１３４億６,０７９万６,０００円に改めるものでございます。
まず、歳入からご説明申し上げます。
町税につきましては、７６７万９,０００円の増額で、町民税、固定資産税などそれぞれの税におきまして、実績見込みに基づくものでございます。
地方譲与税につきましては、１７０万１,０００円の減額で、地方揮発油譲与税などそれぞれの譲与税におきまして、実績見込みに基づくものでございます。

利子割交付金につきましては、144 万 6,000 円の増額。

配当割交付金につきましては、480 万 5,000 円の増額。

株式譲渡所得割交付金につきましては、1,002 万 9,000 円の減額。

法人事業税交付金につきましては、179 万 5,000 円の増額。

地方消費税交付金につきましては、5,246 万 8,000 円の増額。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、202 万 2,000 円の減額。

環境性能割交付金につきましては、1,423 万 1,000 円の減額。

地方特例交付金につきましては、109 万 1,000 円の増額で、それぞれ交付額の確定に伴うものでございます。

いずれの交付金についても、当初予算編成時には国の地方財政計画の伸び率等を鑑みて所要額を計上をいたしておりますが、このうち、地方消費税交付金につきましては、物価上昇などに伴って、当初見込み額よりも大幅に上振れしたものと考えております。

地方交付税につきましては、9,042 万 8,000 円の増額で、特別交付税の確定に伴うものでございます。

交通安全対策特別交付金につきましては、20 万 1,000 円の減額。

分担金及び負担金につきましては、507 万 7,000 円の増額。うち、分担金は 30 万 4,000 円、負担金は 477 万 3,000 円の増額でございます。

使用料及び手数料につきましては、537 万 6,000 円の減額。うち、使用料は 208 万 6,000 円の減額で、各種公共施設使用料など実績見込みを計上いたしております。手数料は 329 万円の減額で、戸籍の交付手数料など実績見込みを計上いたしております。

国庫支出金につきましては、3,116 万 8,000 円の減額でございます。うち、国庫負担金は 2,127 万 1,000 円、国庫補助金は 944 万円、委託金は 45 万 7,000 円の減額で、各対象事業の精査によるものでございます。

県支出金につきましては、1,585 万 1,000 円の減額。うち、県負担金は 255 万 9,000 円、県補助金は 907 万 5,000 円、委託金は 421 万 7,000 円の減額で、各事業費の精査によるものでございます。

財産収入につきましては、155 万 5,000 円の増額。うち、財産運用収入は 97 万 6,000 円、財産売払収入は 57 万 9,000 円の増額でございます。

寄附金につきましては、536 万 3,000 円の増額で、一般寄附金やふるさと応援寄附金の実績見込みによるものでございます。

繰入金につきましては、184 万 8,000 円の減額。うち、特別会計繰入金は 17 万 5,000 円の減額。基金繰入金は 167 万 3,000 円の減額でございます。

諸収入につきましては、678 万 8,000 円の増額でございます。うち、延滞金加算金及び過料は 104 万円の減額。町預金利子は 27 万 7,000 円の増額。受託事業収入は 476 万 1,000 円の増額で、他市町から町立保育園に通園する園児の保育料の実績見込みにより増額をいたしております。雑入は 279 万円の増額でございます。

町債につきましては、9,260 万円の減額でございます。各事業の精査によるもののほか、佐用消防署改修事業に充当予定でございました過疎対策事業債を皆減しております。皆減の理由としましては、これまで国及び県と協議し、いったん起債の同意も得ていたところでございますが、4 月に入りまして、改めて国の通知等に基づき精査した結果、本事業が過疎対策事業債の対象外であることが判明しましたので、このたび一般財源に振り替えたものでございます。

次に、歳出でございますが、各費目共通して、実績見込みに基づき、予算の精査を行っております。

議会費につきましては、128 万 7,000 円の減額でございます。

総務費につきましては、1億1,515万3,000円の減額。うち、総務管理費は1億551万円の減額で、人件費のほか、電算関連の保守料などの実績見込みによるものでございます。徴税費は279万7,000円、戸籍住民登録費は303万9,000円、選挙費は337万2,000円、統計調査費は43万5,000円の減額でございます。

民生費につきましては、1億4,095万5,000円の減額でございます。うち、社会福祉費は9,516万8,000円の減額で、国民健康保険特別会計繰出金や各事業の扶助費など、実績見込みに基づくものでございます。児童福祉費は4,511万1,000円の減額で、人件費のほか、乳幼児等医療助成の実績見込みによるものでございます。国民年金事務取扱費は57万6,000円、災害救助費は10万円の減額でございます。

衛生費につきましては、2,798万円の減額でございます。うち、保健衛生費は1,275万円、清掃費は1,523万円の減額でございます。

農林水産業費につきましては、6,331万8,000円の減額。うち、農業費は2,821万8,000円、林業費は3,510万円の減額で、各補助金事業の実績見込みによるものでございます。

商工費につきましては、4,454万9,000円の減額で、主に笹ヶ丘荘特別会計の繰出金の減額によるものでございます。

土木費につきましては、2,383万3,000円の減額。うち、土木管理費は21万4,000円、道路橋梁費は1,556万8,000円、河川費は602万円、住宅費は203万1,000円の減額でございます。

消防費につきましては、1,968万9,000円の減額でございます。

教育費につきましては、6,429万9,000円の減額。うち、教育総務費は605万9,000円、小学校費は1,160万円、中学校費は1,155万2,000円、社会教育費は1,182万8,000円、保健体育費は2,326万円の減額で、各事業の実績見込みによるものでございます。

公債費につきましては、1,304万8,000円の減額でございます。

諸支出金につきましては、5億1,757万9,000円の増額でございます。うち、公営企業費は366万4,000円の減額。基金費は5億2,124万3,000円の増額でございます。今後、増大が見込まれる公共施設やインフラの修繕・更新費用に対応するため、本補正予算により生じた剰余金を、公共施設等整備基金等に任意積立するものでございます。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、承認第6号、令和7年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から1億5,197万9,000円を減額し、18億3,822万5,000円に改めるものでございます。

まず、歳入でございますが、国民健康保険税につきましては、1,608万6,000円の増額でございます。うち、現年課税分は、1,348万3,000円の増額、滞納繰越分は、260万3,000円の増額でございます。

一部負担金につきましては、2,000円の減額。

使用料及び手数料につきましては、手数料7万6,000円の減額でございます。

県支出金につきましては、県補助金1億5,448万1,000円の減額で、普通交付金は1億4,811万4,000円、特別交付金は636万7,000円の減額でございます。

繰入金につきましては、1,289万5,000円の減額でございます。うち、他会計繰入金は574万3,000円減額。基金繰入金は715万2,000円の減額でございます。

諸収入につきましては、61万1,000円の減額でございます。うち、延滞金、加算金及び過料は、73万2,000円の減額。一方、雑入は、交通事故等納付金の実績見込みなどにより12万1,000円を増額いたしております。

次に、歳出について、ご説明を申し上げます。

総務費につきましては、327万3,000円の減額でございます。うち、総務管理費は304万2,000円の減額で、事務費等の実績に基づくものでございます。徴税費は23万1,000円の減額でございます。

保険給付費につきましては、1億4,963万8,000円の減額でございます。うち、療養諸費は8,753万6,000円、高額療養費は5,640万6,000円、移送費は1万円、出産育児諸費は451万2,000円、葬祭諸費は95万円、結核医療付加金は2万4,000円、傷病手当金は20万円を実績見込みにより、それぞれ減額いたしております。

保健事業費につきましては、199万円の減額でございます。うち、特定健康診査等事業費は187万4,000円の減額。保健事業費は11万6,000円の減額でございます。

基金積立金につきましては、432万6,000円の増額でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金140万4,000円の減額でございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の提案説明とさせていただきます。

次に、承認第7号、令和7年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から861万9,000円を減額し、総額を3億7,345万2,000円に改めるものでございます。

まず、歳入でございますが、後期高齢者医療保険料につきましては、697万3,000円の減額で、保険料の徴収実績見込によるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、手数料1万5,000円の増額。

寄附金につきましては、1,000円の減額。

繰入金につきましては、他会計繰入金146万6,000円の減額でございます。

諸収入につきましては、19万4,000円の減額でございます。うち、延滞金、加算金及び過料は7万5,000円、償還金及び還付加算金は11万8,000円、雑入は1,000円をそれぞれ減額いたしております。

次に、歳出ですが、総務費につきまして、総務管理費94万4,000円の減額。

保健事業費につきましては、36万6,000円の減額。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、719万円の減額でございます。

諸支出金につきましては、11万9,000円の減額でございます。うち、償還金及び還付加算金は11万8,000円の減額。繰出金は1,000円の減額でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の提案説明とさせていただきます。

次に、承認第8号、令和7年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から5,135万9,000円を減額し、総額を27億9,165万8,000円とし、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から22万5,000円を減額し、383万2,000円に改めるものでございます。

まず、事業勘定の歳入でございますが、保険料につきましては、介護保険料1,007万6,000円の増額で、実績見込みによるものでございます。

分担金及び負担金につきましては、負担金8,000円の増額。

使用料及び手数料につきましては、手数料1万5,000円の増額。

国庫支出金につきましては、3,319万6,000円の減額でございます。うち、国庫負担金は1,000円の減額。国庫補助金は3,319万5,000円の減額でございます。

支払基金交付金につきましては、2,000円の減額。

県支出金につきましては、2,000円の減額。うち、県負担金、県補助金をそれぞれ1,000円減額いたしております。

繰入金につきましては、2,744万2,000円の減額でございます。うち、一般会計繰入金は

2,082 万 9,000 円、基金繰入金は 661 万 3,000 円の減額でございます。

諸収入につきましては、81 万 6,000 円の減額でございます。うち、延滞金、加算金及び過料は 5 万 3,000 円の増額。一方、雑入は 86 万 9,000 円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、420 万 8,000 円の減額でございます。うち、総務管理費は 229 万 6,000 円、介護認定審査会費は 130 万 3,000 円、運営協議会費は 7 万円、地域支援事業費は 53 万 9,000 円をそれぞれ減額いたしております。

保険給付費につきましては、1 億 81 万 6,000 円の減額で、介護サービス等諸費をはじめ、各介護サービス等費の実績に基づくものでございます。

地域支援事業費につきましては、931 万 5,000 円の減額でございます。うち、介護予防・生活支援サービス事業費は 345 万 8,000 円、一般介護予防事業費は 323 万 8,000 円、包括的支援事業費は 109 万 9,000 円、任意事業費は 147 万 4,000 円、その他諸費は 4 万 6,000 円をそれぞれ減額いたしております。

基金積立金につきましては 6,340 万 6,000 円の増額で、令和 7 年度に概算で交付を受けていた国庫補助金の返還金に充当するため、任意積立しているものでございます。

諸支出金につきましては、42 万 6,000 円の減額でございます。うち、償還金及び還付加算金は 42 万 5,000 円の減額。繰出金は 1,000 円を減額いたしております。

続きまして、サービス事業勘定の歳入でございますが、予算書 23 ページをご覧ください。

サービス収入につきましては、22 万 5,000 円の減額。うち、予防給付費収入は 22 万 6,000 円の減額。介護予防・日常生活支援総合事業費収入は 1,000 円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、サービス事業費につきましては、5 万 2,000 円の減額でございます。うち、居宅サービス事業費は 2 万 2,000 円、介護予防・日常生活支援総合事業費は 3 万円を、それぞれ減額いたしております。

諸支出金につきましては、繰出金 17 万 3,000 円の減額でございます。

以上、佐用町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）の提案説明とさせていただきます。

次に、承認第 9 号、令和 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 4 号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から 345 万 5,000 円を減額し、1 億 1,694 万 9,000 円に総額を改めるものでございます。

まず、歳入ですが、使用料及び手数料につきましては、使用料 27 万 1,000 円の増額でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を 574 万 6,000 円減額しております。

諸収入につきましては、雑入 202 万円の増額でございます。

次に、歳出について説明いたします。

教育費につきましては、社会教育費 345 万 5,000 円の減額で、人件費のほか、グループロジ運営費の実績見込みによるものでございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 4 号）の提案説明とさせていただきます。

次に、承認第 10 号、令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 5 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から 667 万 7,000 円を減額し、1 億 2,960 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入でございますが、笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入 379 万 6,000 円の増額でございます。サッカー等の合宿利用が増えたことによる宿泊料や食堂売上料、入浴料などを増額いたしております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を 1,046 万 5,000 円減額をいたしております。
繰越金につきましては、1,000 円の減額。

諸収入につきましては、雑入 7,000 円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 667 万 7,000 円の減額でございます。

以上、笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 5 号）の提案説明とさせていただきます。

以上で、承認第 5 号から承認第 10 号までの補正予算について、十分ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（加古原瑞樹君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております承認第 5 号から承認第 10 号までについては、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、日程第 9、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 7 年度佐用町一般会計補正予算（第 8 号）、令和 8 年 3 月 31 日、専決第 5 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、金谷議員。

11 番（金谷英志君） 町債の関係、さっき、説明されたんですけれども、町債の減額、大きなものは、消防署の改造ということで、過疎債が対象外になったということなんですけれども、その点、総務省のほう、国のほうとしては、どういう理由で過疎債が不採択になったんでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） お答えいたします。

これにつきましては、国県とも正直に、正直にと言いますか、消防署の改修ということで、年度当初から協議を重ねていたわけなんです。

それで、国県におきましても OK であるということで、承認をもらって、それで、年度末、過疎債を借入れするということで進めてまいりました。

しかしながら、たまたまなんですけれども、国のほうから、過疎債についての適債性、要は、内容的に起債の対象になるもの、ならないものというのの Q & A みたいなものが届きまして、それを確認すると、消防施設というのは過疎債の対象になるんです。ただし、その中で、庁舎というのは対象にならないということが書いてありましたので、それを、担当者が見まして、直ちに、県のほうに確認しましたところ、ここに書いてあるとおり、建物は、対象にならないんですというような回答をもらいまして、我々も、ちょっと、びっくりしたんですけれども、そういうような流れで、駄目なものを無理やり借りるということもできませんから、こういうふうな形でさせていただいたということでございます。以上です。

議長（加古原瑞樹君） よろしいですか。

11 番（金谷英志君） はい。

議長（加古原瑞樹君） ほかに質疑ありますか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 5 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 5 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 挙手、全員です。よって、承認第 5 号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 10、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 7 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）、令和 8 年 3 月 31 日、専決第 6 号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 6 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 6 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 挙手、全員です。よって、承認第 6 号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 11、承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）、令和 8 年 3 月 31 日、専決第 7 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 7 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 7 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 挙手、全員です。よって、承認第 7 号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 12、承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 7 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）、令和 8 年 3 月 31 日、専決第 8 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 8 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 8 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 挙手、全員です。よって、承認第 8 号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 13、承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 4 号）、令和 8 年 3 月 31 日、専決第 9 号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 9 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 9 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願をお願いします。

〔賛成者 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 挙手、全員です。よって、承認第 9 号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 14、承認第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 5 号）令和 8 年 3 月 31 日、専決第 10 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。これより承認第 10 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。承認第 10 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 挙手、全員です。よって、承認第 10 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 15. 議案第 56 号 町有財産の無償貸付けについて（旧三土中学校跡地）

議長（加古原瑞樹君） 続いて、日程第 15、議案第 56 号、町有財産の無償貸付について、旧三土中学校跡地を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 56 号、町有財産の無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、旧三土中学校跡地に係る、無償貸付期間の延長についての議案となりまして、対象となる貸付物件は、所在地が佐用町中三河 485 番地ほかで、土地面積は 1 万 3,500 平方メートル、建物は部室棟及び木工金工室棟でございます。

当跡地の貸付けにつきましては、先般の全員協議会でもご報告を申し上げましたが、次世代農業のモデル事業「佐用まなび舎農園」として活用するため、平成 28 年 9 月 1 日から、佐用・IDEC 有限責任事業組合、以下、LLP と申しますけれども、その LLP に対して、無償で貸付けを行ってまいりましたが、この 10 年間の無償貸付契約が、本年 8 月 31 日をもって満了を迎えます。

当事業は、大規模ハウスにおいてトマト生産を行い、地元雇用の創出、また、佐用高等学校と連携した担い手育成を目的として事業を実施いたしておったところでございますが、

収益面での赤字も続き、また、数回にわたる改善目標の達成にも至らなかったため、令和6年3月末をもって事業を休止しているところでございます。

こうした状況を受けまして、LLPにおきましては、跡地の新たな利活用に向け、昨年、令和7年の6月からサウンディング調査を実施したところでございます。

その結果、農業分野での複数の利活用案が寄せられ、現在、新規利活用者の公募を進めているところでございます。

今回、貸付期間の延長をお願いする理由でございますけれども、跡地に設置をされているビニルハウスの取扱いが関係をいたしております。

当該ハウスは、国の補助金を活用して整備されたものでございまして、補助金適正化法等の規定により、取壊しは当然でございますが、令和9年3月31日までは、他者への貸付けにつきましても制限がされているという状況でございます。

今後の新たな利活用につきましても、このビニルハウスの有効活用を前提としておりますが、前述の制限によりまして、新たな利活用者が決定した場合でも、すぐには施設を引き継ぐことができないということでございます。

したがいまして、本年9月1日から令和9年、来年ですけれども、3月31日までの延長期間につきましては、このLLPによる事業活動は行われませんが、補助金施設として、適正な維持管理を行うとともに、新たな利活用者へのスムーズな引継ぎの準備を行う期間として位置づけまして、7か月間という期限を区切っての、無償での貸付けを継続しようとするものでございます。

その後、制限が解除される見込みでございます、来年4月1日からは、新たな利活用者が決定しておれば、無償貸付契約を行う手続きを、順次、進めさせていただきたいと考えております。

つきましては、令和8年9月1日から令和9年3月31日までの無償貸付期間の延長について、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認賜りますよう、お願いを申し上げまして、提案内容の説明とさせていただきます。

議長（加古原瑞樹君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 今の説明の中で、ハウスについては、いわゆる国の補助金を受けて、来年3月31日までは制限があるということなんですけれども、31日まで過ぎたら、そのハウスの所有権というんですか、土地は町ですけれども、そのどうなるんですか。佐用・IDEC有限責任事業組合が所有する。ちょっと、よく、そのところが理解しがたいので、説明を加えていただけますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

ハウスの、その令和9年3月31日というのは、今度、そのお貸しするのに、その期限が来たらお貸しすることができるということの期限でありますので、所有自体は、そのLLPのままで、ハウスのほうはなります。その部分を、また、次の決まりましたら、事業者の方にお貸しをするというような形にはなるんですけれども、そうなりましたら、その次の事業者の方のほうに、ハウスのほう、いろんな修繕等が出た場合には、そちらのほうにお貸しをして、修繕は、そちらのほうで行っていただくという形になるんですが、一旦は、そういう形でLLPのままで、所有のほうはなるんですけれども、ということですかね。

〔平岡君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 町有財産、いわゆる学校施設なんかも、今、無償貸付けしていますけれども、土地も建物も、いわゆる町が管理しているという、すっきりとした形なんですけれど、この三土の場合は、土地は町、建物、上物は町も加わった、有限責任事業組合ということで、ちょっと、そのへんが、これから、ずっと、今回、10年経過しましたけれど、所有権は、ずっとずっと同じ形で残るんですか。その点を、ちょっと、はっきりさせてください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） 申し上げます。

今、この議案の分については、無償貸付けのほうを延長するんですけれども、次の業者が決まりましたら、今、LLPのほうで管理をしておりますけれども、LLPから、一旦、町のほうに、ちょっと、ややこしいんですけれども、無償貸付けか、譲渡ということが、次の貸出しの条件に総務省からなっているんです。なので、譲渡となると、そういうことは、ちょっと、今、考えていなくて、だから、LLPから町のほうへ無償貸付けをします。そういった上で、町のほうから、今の学校跡地の貸出しと同じように、そのスキームに基づいて、町から、また、次の事業者に10年の無償貸付けを行うということになる、今、準備と言いますかしております、そういった手続きのほうも確認しながら、今、進めておるので、ややこしいんですけど、今、LLPのほうに、無償貸付けをしている分を、一旦、3月31日になりましたら、町のほうに、また、その時には、議案のほうも提出しなければいけないんですけれども、無償貸付けをした上で、次のステップに進むという形になります。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 権利というか、その所有権ですけれども、これから、いわゆる土地は町だけ、その貸したところに、新たな上物ができた場合、その借りた人が建てた場合、その所有権は、その人、その10年ぐらいで建物って、もう終わりじゃないと思うので、

そこらへん、何かちょっと、こういうケース、初めてですから、先ほどの説明受けましたけれど、ちょっと、まだ、私、納得というか、理解できていないので、もう一度、説明してください。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） まあ、課長が申し上げたこと、ちょっと、繰り返しになってしまうかもしれませんが、来年4月1日以降のことを言いますと、一旦は、佐用町が、土地は既に佐用町です。これは分かっていただけだと思うんですけども、上のビニルハウスとかはLLPで建設したものになりますので、所有権は、今は、LLPのほうにあります。

ただ、このLLPのままで貸付けというよりも、これ、県を通じて確認をしたんですけれども、貸付けする場合は、町のほうに無償貸付けか譲渡をした上で貸付けをするほうが望ましいというふうなことを伺っております。

その中で、選択としては、町がLLPから貸付けを受けるか、譲渡を受けるかなんですけれども、これ譲渡を受けてしまうと、将来的には、これが10年、20年、30年、分かりませんよ。何年後か分かりませんけれども、除却ということは、いずれ絶対に必要になってきます。その除却の時に、その費用を、こちらが、もうもらってしまっておれば町が全額負担しないといけない形になってしまいます。

が、LLPの所有のまま残しておけば、LLPが負担をするということに、当然、なりますから、2分の1ずつ出しておりますので、IDECさんと、主体はもちろんLLPですけども、費用は2分の1という形になりますので、町としては、貸付けを受けた上で、今度、事業をされる方に貸付けをするほうが、町にとってはいいだろうという判断で、そういう形で、現在は、準備を進めているということでございます。

当然、今度、土地についても無償貸付け、新たな事業者が決まればですけども、する時には、当然、議会のほうに、これまでどおりの議案として上程をさせていただくという形になります。以上でございます。

議長（加古原瑞樹君） よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、山本議員。

12番（山本幹雄君） 今、ほな、LLPから借りる、無償で貸し出すみたいな話だけど、じゃあ、もし、次のところが、あのビニルハウスとかを撤去して、もうもう期限が来年の3月でできるやんか、じゃあ、そこへ、何か新しい事業者が何かを建てようかなとした時に、例えば、昔、あっこにあったのは、中学校があった。撤去してもらった。その時につくりなおすんですけども、ほかの中学校や小学校は、小学校なんかは全部そのまま利用してるけども、新たに、あのビニルハウスを撤去して建て替えようとする場合はどうなるの。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

小林議員も、この前、ご質問ありまして、無償貸付けをできるのが 10 年ということで、この期限のほうもお示しておりますけれども、それぞれハウスとか、いろんな建物については、適化法上の取壊しについては、規制というのが、耐用年数というのがありまして、このハウスについては、いろいろ構造によって違うんですけど、今ある分については、13、14 年ということで聞いておりますので、それを過ぎましたら、適化法のほうに…（聴取不能）ないので、取壊し等は可能であるというような形で聞いております。以上でございます。

12 番（山本幹雄君） 違う。

企画防災課長（大下順世君） それと、すみません。

また、その後、いろいろ、そういったものを撤去して、次のものを建てるとかいうことがありましたら、契約上は、事前に町のほうに相談をいただくようにということで、どの契約も謳っておりますので、前もっては、どのようなことに活用されるのかとか、どういうふうにされるのかということは、こちらに相談をいただいた上で判断をしていくということになります。以上でございます。

〔山本君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、山本議員。

12 番（山本幹雄君） 今は、LLP が佐用町に貸してくれておる。その適化法までの話ね。

で、適化法が、もし、過ぎた後に何かを建てるとなったら、それを、どこが撤去するのかという部分もあるし、さっきだったら、佐用町がもろてしもたら、佐用町がて撤去せなあかんのだらうけども、今のままだったら、貸付けだったら LLP で撤去するという形にはなるのだらうけども、ただ、もう貸付け期間が終わって、新たに、そこに 3 階建てのビルを建てようとした場合、建てた場合は、どうなるんやと。もう適化法過ぎておるわけよ。だから、貸付けがないから、もう後は、単純に、そういう貸付けも何にもなくなるよ。さらになりますよと、そういうふうになるんかということ。分かる言うておる意味。説明が下手。

今だったら、貸付けやろ。こっちへ。撤去して、新しい次が建てるとなったら、もうその建物がなかったら、貸付けはなくなるわけよ。法的に。書類なくなるやろ。だから、ほな、もうその適化法が済んで、建替えますよ。つぶしますよ。ほな、法的に、そういう書類も、何もなくなるんかと。もう、その時にはゼロになるんかということを聞きよるわけ。

多少、無償だろうが、何だろうが、無償いうことは、次にはない。いやいや気分が変わって、有償でいきますよという話でもあるんやから、だから、そういうのが、もう全くゼロに何にもなくなってしまうんやなというのを確認の意味で聞いている。

説明下手。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） ちょっと、私も理解できているかどうか分からないですけども、まず、13年たったから必ずしも壊すということではなくて、ハウスについてはね。今度の利用者にも、基本的にはハウスを使った農業をしていただくような形のほうでしか、募集はしておりません。

法令上の耐用年数と、それから、実際の耐用年数は全く違いますので、そのハウスの場合、かなりしっかりした骨組みでつくっているものですから、基本的には、ハウスを早々に撤去するというような事業者は、こちらも想定はしておりません。で、その中で、仮に、ハウスを撤去して、何かを建てられるというような事業者から相談があれば、それは、当然、基本的には、今、例えば3階建てのビルと言われましたけれども、そのような形は、こちらとしては、許可はしないと思います。

で、あそこを、農業として、今、3社ほど、先般、お伝えしたと思うんですけども、そういう形で利用をされるということを想定してお貸ししているのです、そのような形は、ちょっと、想定はしていません。

それと、ハウスを撤去しない場合でも、例えば、事業に必要な建物を建てたいと、余っている土地にね、そういうので、それは、正当な理由が認められれば、それは、当然、認めていくような形になると思います。

仮に、議員がおっしゃられるように、ハウスを、どんな事情か分かりませんが、ちょっと、想定できませんけど、つぶして、何か別物、新しいハウスを建てたいとか、そういうことになれば、それは、LLPとの無償貸付契約を解除して、撤去をして、新たに、その事業者は、町が貸している無償貸付けの土地の上に建物を建てられるという形になろうかと思います。以上です。

答えになってますかね。

12 番（山本幹雄君） いやいや、ほなまあ、ええ、ええ。

〔山本君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君） ほな、解除して、さらに、あれにして、貸出すと。

僕は、はっきり言って、これハウスで使うの、今は使うかも分からんね。この前、××君というのがあって、ネギ云々いうのも聞いたりもしたと思うんや。それは、いいんだけど、一番最初出した時には、更地にして、いろんな企業に来てください言うたんやね。もともと、三土中学校があつたのでね。宍粟市との合同の中学校あつたん。で、更地で、別に農業とか LLP とか関係なく、広い意味で募集したわけ。で、それは、それでよかって、今回、いろんがななかった中で LLP になったけども、けど、実際問題、これだって、次のやったって続かんかも分からん。ほな、そうなったら、新しいのをつくりましょう。3階建てのビルを建てて、そういうのも募集もあるかも分からん。今は、ないかも分からん。今は想定してないか分からんけど、先にもあるかも分からんな。

だって、これがうまいこといくなんて限ってないからね。

現に LLP も失敗してるわけだから。

だから、そういうことを考えてどうかなと思って聞いたわけ。

まあまあ新たに、さらにする時には、もうさらにして、まあ、そういうことで、ええいうことやね。

分かるような、分からない質疑になってもたけど、まあ、それで、はい（聴取不能）。

議長（加古原瑞樹君） 答弁、よろしいですか。

12 番（山本幹雄君） まあ、いいよ。

議長（加古原瑞樹君） いいですか。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

町長（江見秀樹君） 先ほども申し上げましたが、今は農業で募集してますので、直ちに、そういうことにはなりませんけど、おっしゃるとおり、先々、何年か、5 年、10 年、20 年、たつ間で、やっぱり事業継続できない。ハウスの耐用年数過ぎて取り壊せる状態になったというようなことになって、新たな提案を求める際には、議員がおっしゃったようなことになることもあるかもしれません。

その際には、おっしゃったとおり、その無償貸付契約はもう解除して、LLP とのですよ。で、除却なり、当然、そういう除却するかどうか、その新しい事業者との内容にもよりますからね、ですけれども、そういうふうにして、貸付けするという形も、それはあり得るかもしれません。はい、以上です。

議長（加古原瑞樹君） はい、ほかに質疑ありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 募集した、その事業…、これ貸付けの相手方の延長ではありますけれども、それに関わって、募集している 3 社についてですけれども、その今検討中ということで、この間の議員協議会では報告を受けているんですけれども、その基準ですね、採択、3 社から誰を選ぶかという基準を、ちょっと、事前に教えていただけたらいいと思うんですけれど、いずれも農業関係です。

甲乙つけ難いと言ったらあれですけど、何を基準に選択しようとしているのか。

まだ、決定されていないと思いますから、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

町長（江見秀樹君） はい、お答えします。

実は先般、全員協議会でしたかね、ご質問いただいて、口頭でのみ、その場でお示しをさせていただいたと思うんですけれども、おそらく、今議会の最終日になろうかと思いますが、行政報告をさせていただきたいと思っております。

その中で、現在、提案いただいている事業者からの資料を皆さんにもお渡しして、見ていただくというふうに思っております。

その中で、これ多分採点基準はホームページ等でも公表しているものだったと思いますので、審査表もあわせて一緒に配付させていただければ、それでいいかなというふうに思っております。

審査は、7月上旬に予定をいたしておりまして、これまでもそうでしたけれども、オブザーバーとしてはなりますが、地域の方々にも同席をいただくのと、やはり、今回は農業事業に限った募集になっておりますので、県の農林…失礼しました。県の普及センターの職員の方にも、ちょっと、ご同席をいただいて、審査いただければというようなことで計画をいたしております。以上です。

議長（加古原瑞樹君） はい、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 56 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 56 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 挙手、全員です。よって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（加古原瑞樹君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は、この時計で 11 時 15 分とします。

午前 11 時 01 分 休憩

午前 11 時 14 分 再開

議長（加古原瑞樹君） すみません。皆さん、おそろいのようなので、始めさせてもらってよろしいでしょうか。

それでは、休憩を解き、会議を再開します。

日程第 16. 議案第 57 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長（加古原瑞樹君） 続いて、日程第 16、議案第 57 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 57 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、今般、国家公務員災害補償法に基づく人事院規則で規定がされております葬祭補償の額が改定されたことを受けまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されることに伴い、「佐用町消防団員等公務災害補償条例」についても改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額の改正を行うものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（加古原瑞樹君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 57 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 57 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 挙手、全員です。よって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17. 議案第 58 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について

議長（加古原瑞樹君） 続いて、日程第 17、議案第 58 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 58 号、佐用町税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本条例の改正は、地方税法の一部を改正する法律が改正されることに伴い、佐用町税条

例の一部を改正するものでございます。

主な改正項目は4点でございます。

1点目は、寄附金控除額の上限に関する改正でございます。

該当する条文は第34条の7です。

近年ふるさと納税制度におきまして、地方自治体同士で寄附金の争奪が過熱している状況にございます。現行の法律では、ふるさと納税の特例控除は個人町県民税所得割の2割が上限となってるため、一部高額所得者による多額のふるさと納税の利用が公平性の観点から課題があると指摘をなされておりました。

そのため、本改正で特例控除の限度額を従来の個人町県民税所得割の2割に加えて、または、193万円のいずれかの低い額とするという改正が行われて、上限額が設けられたため、佐用町においても関係条例を改正しようとするものでございます。

施行日は、令和10年1月1日となります。

2点目は、個人の町県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出に関する改正になります。

該当する条文は第36条の3の3第1項第1から第3号になります。

所得税法の改正により基礎控除が引き上げられ、例えば、65歳以上で年金支給額が205万円以下の場合、源泉徴収が不要とされました。

対して町県民税については基礎控除の引上げは実施がなされないため、所得税の課税額はないものの町県民税は課税になると、こういったケースが増えることが予想されます。

この所得税の源泉徴収が不要とされた方に対しましては、年金事務所等から扶養等の現況届の案内が届かなくなるため、町県民税の賦課のために受給者自らが年金事務所等に正確に申告をする必要がございます。

今回の改正は、この自ら申告をしなければならない受給者の範囲及び、申告すべき項目についての改正が行われるものでございます。

これに関する施行日は、令和9年1月1日となります。

3点目は、固定資産税の免税点を変更する改正になります。

該当する条文は第63条でございます。

固定資産税は一定の額の評価額または課税標準額がなければ課税がなされない免税点というものが規定をされております。現在の免税点は土地が30万円、家屋が20万円、償却資産が150万円となっております。

今回の改正では、土地については、30万円のままでございますが、家屋が10万円増の30万円、償却資産が30万円増の180万円に引上げ、それ以下の方については、免税点ということで、課税がなされないということになります。

これに関する施行日は、令和9年4月1日となります。

4点目は、特定暗号資産の譲渡所得に係る個人町県民税の課税の特例を定めるものでございます。

該当する条文は附則第19条の3でございます。

「特定暗号資産」に係る譲渡所得については、従来総合課税で申告をなされておりましたが、改正後は、申告分離課税に分類をなされることとなります。

これによりまして、「特定暗号資産」の取引に係る損失の繰越しが可能になるということが生じます。

施行日は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日ということになります。

その他の改正は、控除特例の延長及び項ズレを修正するものでございます。

以上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（加古原瑞樹君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 58 号については、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

ただ今議題としております、議案第 58 号については、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（加古原瑞樹君） ご異議なしと認めます。よって議案第 58 号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 18. 議案第 59 号 佐用町監査委員条例及び佐用町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（加古原瑞樹君） 続いて日程第 18、議案第 59 号、佐用町監査委員条例及び佐用町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） ただ今、上程をいただきました議案第 59 号、佐用町監査委員条例及び佐用町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、令和 6 年 6 月 26 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律の中の一部の規定が、施行期日を定める政令により、本年 9 月 24 日に施行されることに伴いまして、同法の改正箇所を引用しております、「佐用町監査委員条例」及び「佐用町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」の一部に条ズレが生じるため、形式的な改正を行うものでございます。

改正の内容は、地方自治法の改正により、引用をしている職員の賠償責任を定めた「第 243 条の 2 の 8」が、「第 243 条の 2 の 9」に繰下げとなることに伴いまして、「佐用町監査委員条例」第 2 条中、「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」となっておりますものを「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改め、また、「佐用町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」第 5 条中、「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」と改正前となっておりますものを、改正後は「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改めようとするものでございます。

以上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（加古原瑞樹君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 59 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 59 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 挙手、全員です。よって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19. 議案第 60 号 佐用町スポーツ・レクリエーション公園条例の一部を改正する条例について

議長（加古原瑞樹君） 続いて日程第 19、議案第 60 号、佐用町スポーツ・レクリエーション公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 60 号、佐用町スポーツ・レクリエーション公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案の内容の説明を申し上げます。

本条例改正案は、南光スポーツ公園にある 2 つのテニスコート、これが第 1 と第 2 がございますが、このうち、完成から 35 年が経過をし、施設の老朽化の激しい、野球場のスコアボードの裏に位置をしております第 1 テニスコートについて、廃止をしようとするものでございます。

条例の改正内容といたしましては、第 2 条の表中「南光スポーツ公園第 1 テニスコート」を削除しまして、「南光スポーツ公園第 2 テニスコート」となっておりますものを「南光テニスコート」に改めるようとするものでございます。

なお、廃止後の現第 1 テニスコート跡地の活用につきましては、現在、町内で野球道具の製造・販売を手掛ける事業者の方と協議を進めており、事業規模の拡大に伴う新店舗の移設・開業のため、同用地の有償貸付けに向けて準備を進めているところでございます。

このことにより、野球場との相乗効果も生まれ、南光スポーツ公園全体の賑わいの創出や、交流人口・関係人口の拡大、ならびに地域経済への波及効果も期待できるのではないかと考えております。

以上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（加古原瑞樹君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 有償貸付けの期限と言ったらあれですけど、これは明記されてい
ましたか。ちょっと、お伺い。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） このたびは、有償貸付けでございますので、無償貸付けとか、減額
貸付けとは異なり、どう言うんでしょう、議会の議決が必要な、賃貸借についての必要な
案件ではございません。通常の契約書によって契約する案件になります。

今回の条例改正は、あくまでスポーツ公園の第 1 テニスコートを削除するという議案に
なります。

その契約の期限ですけれども、当然、そこへ建物を建てられるわけになりますから、相
当規模の投資をされるので、佐用町としては、財務規則に則った最長の期限が、確か 20 年
だったと思うんですけれども、20 年間でご提案を、こちらからはさせていただきましたが、
事業者のほうから、一旦 10 年としてほしいとの要望がございまして、その後は、双方から
異議申立てがない限りは、1 年ずつ更新をしていこうというような契約書の内容にしよう
ということで、今のところは詰めているというところでございます。以上でございます。

議長（加古原瑞樹君） はい、よろしいでしょうか。
ほかに質疑ありますか。
ないようですので、これで質疑を終結したいと思います。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（加古原瑞樹君） 討論がないようですので、これで討論を終結したいと思います。
これより議案第 60 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 60 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 挙手、全員です。よって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されま
した。

日程第 20. 議案第 61 号 佐用町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議長（加古原瑞樹君） 続いて、日程第 20、議案第 61 号、佐用町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 61 号につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

本案は、国が進める医療保険制度のオンライン資格の確認の導入に伴い、円滑なデータ連携を行うための改正でございます。

政府は、マイナ保険証を福祉医療費受給者証として利用できるオンライン資格確認制度の導入を進めており、佐用町でも、導入に向けた準備を行っているところでございます。

マイナンバーに必要な情報を連携させるためには、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項により、個人番号を用いた情報連携ができる事務を条例で定めておく必要がございます。

今回の改正は、条例の別表第 1 及び 2 に規定する特定個人情報に、福祉医療費受給者証のオンライン資格確認が必要となります、佐用町高校生等医療費助成事業実施要綱による医療費助成に関する事務を追加しようとするものでございます。

ご承認賜りますよう、お願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（加古原瑞樹君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、金谷議員。

11 番（金谷英志君） 今回の改正については、高校生の医療費助成制度の実施要綱に、それを規定するためということなんですけれども、この要綱ができたのは令和 2 年 3 月 27 日になっているんですけれども、マイナンバーカード、こうそれ、介護保険や国保については、もうずっと、マイナ保険証は使えるということだったんですけれども、要綱が令和 2 年にできて、このたびの、この時期の追加ということは、どういう理由なんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） お答えいたします。

議員おっしゃいますように、この長い名前ですが、行政手続きに関する条例は、平成 27 年に制定されて、高校生の実施要綱は令和 2 年にできております。

それで、当初の時には、高校生の要綱がなかったもので、載っていないのは当然なんです。議員がおっしゃる令和 2 年にできた時に、なぜ、この条例のほうに追加されなかったかということだと思いますが、まず、高校生の医療助成実施に関しまして、これまで、このマイナンバーカード、個人番号を使って何かするという事務がなかった、必要なかったということで、今までは追加されておられません。

今回は、この先ほど、説明にもありましたように、医療保険制度のオンライン資格制度、これが導入されるということで、今、国が進めておりますが、佐用町でも令和 9 年度から、この制度を導入しようとしております。そのため今回、この高校生等医療費助成事業実施要綱の分もマイナンバーカードを使えるようにということで、追加させていただくという形になっております。以上でございます。

議長（加古原瑞樹君） はい、よろしいでしょうか。

11 番（金谷英志君） はい。

議長（加古原瑞樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今回の改正は、いわゆる追加であって、従来の保険証というか、マイナンバーカード以外でも医療保険を受けることについての支障はないですね。確認だけです。

〔住民課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） 医療費の受給者証のことだと思うんですけども、マイナンバーカードで使えるようになって、紙の受給者証の発行は引き続き行ってまいります。以上でございます。

議長（加古原瑞樹君） はい、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これ为本案件についての討論は終結します。
これより議案第 61 号を、採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 61 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 挙手、全員です。よって、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21. 議案第 62 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（加古原瑞樹君） 続いて、日程第 21、議案第 62 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 62 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

兵庫県の福祉医療費助成制度におきましては、所得に応じた区分が規定をなされておきまして、現在の低所得者等の判定基準額は、令和 6 年度の年金支給額でございます年間 80 万 9,000 円以下となっております。

しかしながら、令和 7 年 4 月から国民年金額が引き上げられておきまして、このままでは、今まで低所得者等に該当をしておられた方が、その低所得者等から外れてしまうという状況になってございます。

そのため、兵庫県の「福祉医療費助成事業実施要綱」「高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱」「母子家庭等医療費給付事業実施要綱」におきまして、低所得判定等の基準額を、「80 万 9,000 円以下」から「82 万 6,500 円以下」に引き上げる改正が行われまして、令和 8 年 7 月 1 日から施行されます。

佐用町におきましても、福祉医療費助成制度を兵庫県と共同して実施をしておりますため、兵庫県の実施要綱改正に準拠して、佐用町福祉医療費助成条例で規定をします、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、母子家庭、父子家庭並びに遺児について、所得を有しない者及び低所得者に係る判定基準並びに高齢期移行者の医療費助成に係る所得制限に関する基準額を県と同様に「80 万 9,000 円以下」から「82 万 6,500 円以下」に改めようとするものでございます。

以上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（加古原瑞樹君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 62 号については、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

ただ今議題としています、議案第 62 号については、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（加古原瑞樹君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 62 号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 22. 議案第 63 号 災害その他非常の場合における給水装置工事及び排水設備工事の実施を可能にするための関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（加古原瑞樹君） 続いて、日程第 22、議案第 63 号、災害その他非常の場合における給水装置工事及び排水設備工事の実施を可能にするための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 63 号、災害その他非常の場合における給水装置工事及び排水設備工事の実施を可能にするための関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、国土交通省から示されました災害時等の給水装置工事及び排水設備工事に関する方針に対応するものでございます。

まず、佐用町公共下水道条例につきまして、ご説明を申し上げます。

条例第 10 条に、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではないとするただし書を加える改正をするものでございます。

次に、佐用町簡易水道給水条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

条例第 9 条の規定を整理いたしまして、第 1 項に災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長又は他の市町村長が指定した者が給水装置工事の設計及び施行をする必要があると認めるときは、この限りでないとするただし書を加える改正をするものでございます。

次に、佐用町個別排水処理施設管理条例につきまして、ご説明を申し上げますが、第 7 条第 1 項を、排水設備の新設等の工事については、佐用町公共下水道条例第 10 条の規定の例によるものに改めるものでございます。

それから、次に、佐用町コミュニティ・プラント条例につきまして、ご説明を申し上げますが、条例第 10 条第 1 項を、排水設備等の新設等の工事については、佐用町公共下水道条例第 10 条の規定の例によるものに改めるものでございます。

次に、佐用町農業集落排水処理施設条例につきまして、ご説明を申し上げますが、条例第 9 条第 1 項を、排水設備等の新設等の工事については、佐用町公共下水道条例第 10 条の規定の例によるものに改めるものでございます。

以上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（加古原瑞樹君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 実態をお伺いしたいんですけど、いわゆる指定業者というのが、佐用町内では、今、どのような状態になっているのか、具体的に回答をお願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 山西上下水道課長。

上下水道課長（山西宏明君） それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。
今、現状なんですけれども、町内のほうで給水装置の工事事業者が 27 事業者、それから排水の設備の指定工事店が 23 事業者ございます。以上でございます。

議長（加古原瑞樹君） はい、よろしいでしょうか。
ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 63 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 63 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 挙手、全員です。よって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 23. 議案第 64 号 佐用町コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例について

議長（加古原瑞樹君） 続いて、日程第 23、議案第 64 号、佐用町コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 64 号、佐用町コミュ

ニティ・プラント条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

かねてより、汚水処理施設の統廃合事業の実施をしてきておりますが、このほど、力万地域の汚水処理につきまして、特定環境保全公共下水道上月処理区への接続が完了をいたします。

つきましては、力万浄化センターを廃止いたしますので、本条例に記載がなされております、当該施設の名称、位置及び処理区域について、削除をしようとするものでございます。

以上、ご承認を賜りますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（加古原瑞樹君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日、即決とします。

これより質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（加古原瑞樹君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 64 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 64 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 挙手、全員です。よって、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 24. 議案第 65 号 令和 8 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）について

議長（加古原瑞樹君） 続いて、日程第 24、議案第 65 号、令和 8 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 65 号、令和 8 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に 5,951 万 3,000 円を追加し、総額を 132 億 6,122 万円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

分担金及び負担金につきましては、負担金 36 万円の増額で、町外から佐用町の保育園へ通われる園児の保育料を計上をいたしております。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 61 万 8,000 円の増額で、物価高騰対応子育て応援手当の補助金などでございます。なお、本事業は、子供 1 人当たり 2 万円を給付するもので、既に、令和 7 年度に実施をいたしまして、対象者には、おおむね給付をしておりますが、令和 8 年 3 月以降の申請があった分については、国から令和 8 年度の補正予算にて給付するという指導があったため、歳出予算とともに追加計上をしておるものでございます。

県支出金につきましては、1,663 万 3,000 円の増額でございます。うち、県補助金が 620 万 8,000 円の増額。委託金は 1,042 万 5,000 円の増額で、県民税徴収事務委託金の追加計上などでございます。

財産収入につきましては、財産売却収入 376 万 6,000 円の増額で、分収契約を行う町行造林における立木の売却代金を計上いたしております。

繰入金につきましては、基金繰入金 2,033 万 6,000 円の増額で、財政調整基金繰入金を増額する一方、下上月住宅の除却工事に対しまして、公共施設等適正管理推進事業債が活用可能となりましたので、公共施設等整備基金繰入金を減額いたしております。

諸収入につきましては、雑入 100 万円の増額でございます。

町債につきましては、1,680 万円の増額で、先ほど申し上げました、下上月住宅除却工事並びに南光スポーツ公園第 1 テニスコート除却工事の財源として計上させていただいております。

次に、歳出について、ご説明を申し上げます。

総務費につきましては、3,626 万 8,000 円の増額でございます。うち、総務管理費は 1,174 万 6,000 円の増額で、要望箇所の増により自治会集会施設の照明 LED 化事業補助金などを追加で計上をさせていただいております。徴税費は 2,425 万 2,000 円の増額で、相続株式の譲渡に伴う住民税の還付のため、町税過誤納還付金を追加計上いたしております。戸籍住民登録費は 26 万 4,000 円の増額、統計調査費は 6,000 円の増額でございます。

民生費につきましては、5 万 3,000 円の減額でございます。うち、社会福祉費は 127 万 3,000 円の減額で、医療費助成や予防接種、それから、母子保健などの医療業務のデジタル化を推進するため、住民と自治体、医療機関の情報連携を図るシステム改修事業におきまして、事業内容の精査により、医療や健康管理など各費目の当初予算額に増減がありましたので、システム改修費を、それぞれの費目で補正をいたしております。児童福祉費は 112 万円の増額で、新たに学習支援を行う子ども食堂への補助金や、佐用保育園の空調設備修繕費用を計上いたしております。災害救助費は 10 万円の増額をしております。

衛生費は、保健衛生費 160 万 9,000 円の増額で、先ほど、民生費でご説明を申し上げました、システム改修費の増減に伴うものなどでございます。

農林水産業費につきましては、771 万 5,000 円の増額。うち、農業費は 620 万 8,000 円の増額で、地域農業構造転換支援事業補助金などを追加計上いたしております。林業費は 150 万 7,000 円の増額でございます。

教育費につきましては、1,397 万 4,000 円の増額でございます。うち、社会教育費は 42 万 7,000 円の増額。保健体育費は 1,354 万 7,000 円の増額で、南光スポーツ公園第 1 テニスコート除却に係る工事費などを計上いたしております。

次に、債務負担行為の追加につきまして、第 2 表、債務負担行為補正によりまして、ご説明を申し上げます。

町敬老会事業につきましては、町で実施するのは、令和 9 年度に予定をしておるわけですが、やはり、この出演者のスケジュール調整等に時間を要することから、令和 8 年度中に契約を行うために、債務負担行為を設定しようとするものでございまして、期間を令和 9 年度、限度額を 600 万円とさせていただいております。

最後に、地方債の追加と変更につきまして、第3表、地方債補正によりまして、ご説明を申し上げます。

地方債の追加は、公営住宅整備事業につきまして、限度額 500 万円と定めております。

地方債の変更は、社会体育施設整備事業につきまして、限度額を 2,680 万円に改めるものでございます。

以上、佐用町一般会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

議長（加古原瑞樹君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第 65 号は、6 月 23 日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（加古原瑞樹君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第 25. 委員会付託について

議長（加古原瑞樹君） 続いて、日程第 25、委員会付託についてであります。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午前 11 時 54 分 休憩

午前 11 時 55 分 再開

議長（加古原瑞樹君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。ただ今、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（加古原瑞樹君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

議長（加古原瑞樹君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。委員会等開催のため、明日 6 月 9 日から 15 日までの間、本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（加古原瑞樹君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

次の本会議は、6 月 16 日、火曜日、午前 10 時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前 1 1 時 5 6 分 散会
